平成２３年（フ）第３００号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4362番地45
債務者　長　三枝子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０１号
福岡市博多区博多駅前４丁目15番17―903号
債務者　古島　祐樹
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０２号
福岡市南区中尾２丁目６番11号
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１７号
福岡県古賀市千鳥３丁目２番４―202号
債務者　宮邊孝一郎
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２９号
福岡市早良区藤崎１丁目24番５―501号
債務者　庄崎　智祐
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４４号
福岡市博多区那珂４丁目18番15―301号
債務者　土田　八行
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９号
佐賀県武雄市北方町大字志久5410番地
債務者　角　　精一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３４号
佐賀県伊万里市立花町2268番地36
債務者　林　　藤善
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３５号
佐賀県伊万里市立花町2268番地36
債務者　林　やよい
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３７号
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1691番地１
債務者　古賀　夏子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３５号
長崎県長崎市田中町1564番地３
債務者　一ノ瀬和男
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
宮崎県都城市早水町35号５番地１、住民票上の住所宮崎県都城市梅北町2469番地１
債務者　押川　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２号
鹿児島県奄美市名瀬塩浜町13番22号　河野ビル201号
債務者　徳田ルミ子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４５号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目48番地ふたば荘305
債務者　杉村　　司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目12番５号
債務者　石津　良勝
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９号
北海道苫小牧市のぞみ町３丁目12番５号
債務者　石津えい子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３２号
北海道苫小牧市音羽町11―８　ポールスター102、住民票上の住所北海道苫小牧市美原町１丁目19番５号
債務者　若狭知誠子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７号
長野県諏訪市大字四賀1775番地２
債務者　藤山　吉房
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部